

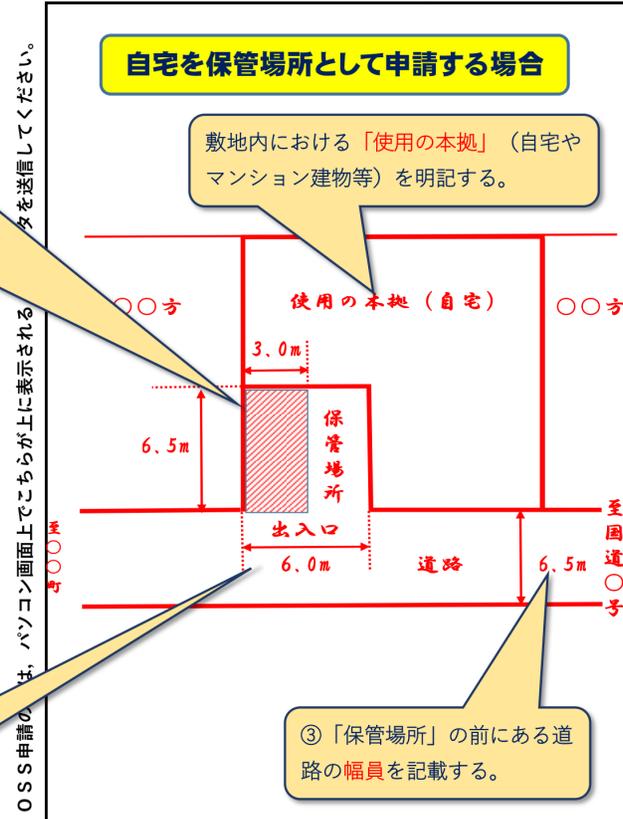
【記載例】 OSS電子申請用 配置図

第9号様式（第4の2(3)関係）

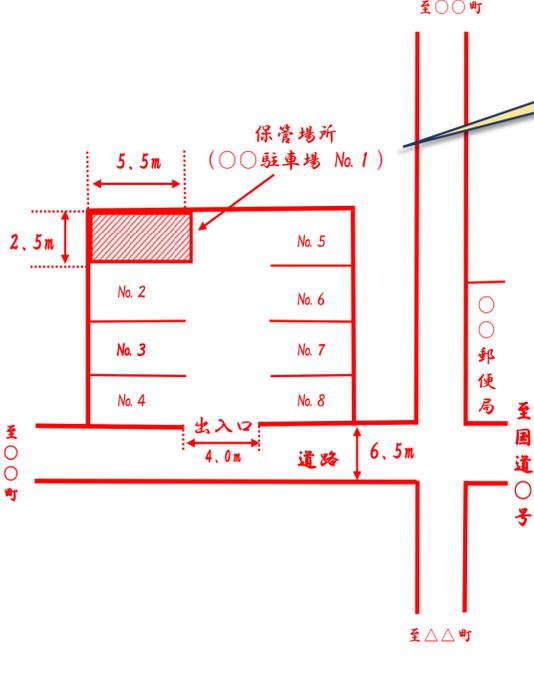
保管場所の配置図（電子申請用）

自宅を保管場所として申請する場合

敷地内における「使用の本拠」（自宅やマンション建物等）を明記する。



自宅から離れた月極駐車場を保管場所として申請する場合（「使用の本拠」と「保管場所」の位置が異なる場合）



③「保管場所」の前にある道路の幅員を記載する。

- ※ 備考 1 保管場所に接する道路の幅員、保管場所の平面の寸法をメートルで記入する。
2 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所を明示する。
- 注意 1 行政書士の資格がない者が、報酬を得て業として申請書類を作成することは法律で禁止されています。（※罰則：1年以下の懲役又は百万円以下の罰金）
2 本様式をスキャナーで読み込み、OSS申請のため送信する際は、画像の向きに留意してください。

※ 配置図を記載する際は、枠内全体を使用し、大きく鮮明に記載してください。

①敷地内における「保管場所」の位置等が分かるように記載し、その駐車スペース（寸法）を記載する。

なお、2台以上の車両を収容可能な車庫の場合は、必ず、申請に係る自動車1台分の駐車位置と寸法を明記する。

②「保管場所」の出入口の間口を記載する。

①駐車場内における「保管場所」の位置等が分かるよう「指定番号」等も記載し、その駐車スペース（寸法）を記載する（高さ制限のある保管場所については、その「高さ」も記載）。

「収納可能台数」欄
申請に係る保管場所（車庫や駐車場等）に、駐車可能な車両の総数を記載する。

「現有車両」欄
申請に係る保管場所に関し、該当する方に○印を付ける。
「1あり」～現在、保管場所として使用している車両が他にある場合（車種ごとに、その台数も記載する。ただし、月極駐車場等の場合は、申請者が賃貸借している駐車スペース分のみ記載可。）
「2なし」～他に保管場所として使用している車両がない場合

保 管 場 所		
収容可能台数	現有車両	
2 台	1 あり	台
	大型	台
	中型	台
	普通	台
	軽	台
	2 なし	台

シャッターの有無	
有	無

※「有」の場合は、下記も記載してください。

シャッターを開放している場合	
1	(08 : 00 ~ 09 : 00)
2	終日開放

シャッターを開放していない場合	
氏 名	(渡見島 次郎)
電話番号	(090-1234-5678)

※ 車庫調査を行う際の連絡先を記入する。

「保管場所」のシャッター設備に関し、該当する方に○印を付ける。

「有」～シャッター付きの場合
車庫の現地調査の際、シャッターを開放していただく必要があるため、下段も記載してください。

① シャッターを開放している場合は、開放している間に調査を行う場合がありますので、その時間帯を記載してください。

② シャッターを開放していない場合は、調査員から申請者へ連絡後、調査を行いますので、日中に連絡の取れる携帯電話番号等を必ず、記載してください（調査時、電話連絡がつかず、調査が行えない場合は、証明書の交付が遅延します。）。

「無」～シャッターなしの場合（車庫への出入りが自由な場合）

【作成上の注意事項】

- ※ 「配置図」には、「使用の本拠」及び「保管場所」を明記してください（「使用の本拠」は自宅やマンション等の建物、「保管場所」は車庫又は駐車場等となります。）。
- ※ 「配置図」は、①保管場所の寸法（1台分の駐車スペース）、②出入口の間口、③保管場所に接する道路（車庫前の道路）の幅員を、必ず記載してください（実測した長さを記載）。特に 保管場所の寸法は、正確な寸法で記載してください（申請車両が保管場所に完全に収容できなければ、車庫証明書は交付不能となります。）。
- また、保管場所に荷物や室外機等を置いている場合や、大きな段差（玄関ポーチ等）がある場合等は、「保管場所」の寸法に含めないでください（ただし、駐車に支障のない場合を除く。）
- ※ 機械式駐車場等（立体構造のエレベーター方式駐車場等）、高さ制限のある保管場所については、必ず、保管場所の寸法に「高さ」も記載してください。
- ※ 補正指導により訂正を行う場合は、「配置図」原本の訂正箇所を二重線等で消去し、正しい内容を記載の上、再度、スキャナー等で取り込んでください(押印は不要です)。

【その他の注意事項】

- ※ 行政書士の資格がない者が、報酬を得て業として申請書類（「配置図」等）を作成することは法律で禁止されています。（罰則：1年以下の懲役又は百万円以下の罰金）
- ※ 本様式をスキャナーで読み込み、OSS申請のため送信する際は、「所在図」の左側面がパソコン画面上で上になるように設定してください。画像の向きが異なる場合で、「所在図」の記載が識別困難となる場合（文字が小さい場合等）は、補正指導の対象となる場合があります。